

平成28年3月17日（木） 「介護予防・日常生活支援総合事業説明会」資料の訂正とお詫び

平成28年3月11日(金)に作成しました説明会資料において、掲載内容に誤りがございました。皆様にご迷惑をおかけしましたこととお詫びするとともに、下記のとおり訂正させていただきます。お手数をおかけしますが、資料を訂正のうえ、説明会にご出席いただきますようお願いいたします。

【説明会資料の訂正が必要なもの】

※訂正資料掲載日 平成28年3月14日(月)

| | | 訂正箇所 | | |
|--------|---------------|--|--|--|
| スライド番号 | スライドタイトル | 訂正前 | 訂正後 | |
| 第1部 | 11ページ | 特に保険者や所持市町村に連絡を入れる必要はありません。 | 特に保険者や 所在市町村 に連絡を入れる必要はありません | |
| 第2部 | 30ページ | 介護予防・生活支援サービス事業（サービス事業）の利用対象者について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防訪問介護 ・ 予防通所介護 ・ 予防訪問看護等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護 ・ 介護予防通所介護 ・ 介護予防訪問看護等 |
| | 32ページ | 基本チェックリストによる事業対象者の判定基準 | 店頭に対する不安は大きいですか | 転倒 に対する不安は大きいですか |
| | 39ページ | 事業対象者の被保険者証のイメージ | 要介護状態区分等欄に「 事業対象者 」と記載され、 | 要介護状態区分等欄に「 事業対象 」と記載され、 |
| | 42ページ | 要介護認定申請中のサービス利用と費用の関係 | 事業対象者又は要支援者で総合事業のサービス利用している 介護給付によるサービス利用開始以前のサービス事業利用分は 事業分 の報酬は、 | 事業対象者又は要支援者で総合事業のサービスの のみ 利用している 介護給付によるサービス利用開始以前のサービス事業利用分の報酬は、 |
| | 44ページ | 平成28年10月以前から介護予防訪問介護・通所介護継続利用の方(要支援認定者)の総合事業への移行について | <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防訪問介護の生活援助のみを利用の方は、 ・ 予防訪問介護 ・ 予防訪問介護 ・ 予防通所介護 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防訪問介護の生活援助のみを利用の方は、 ・ 介護予防訪問介護 ・ 介護予防訪問介護 ・ 介護予防通所介護 |
| | 50ページ | ①住所地特例対象者の総合事業利用について(その2) | 市区町村 | 市町村 |
| | 51ページ | ①住所地特例対象者の総合事業利用について(その3) | 市区町村 施設所在市町村が実施 | 市町村 施設所在市町村が実施 します 。 |
| | 55ページ | 申請等手続きとサービスコード関係について | ・ 平成27年4月1日から平成28年9月 31 日まで | ・ 平成27年4月1日から平成28年9月 30 日まで |
| | 57ページ | 国保連への請求(サービスコード)について | 現行の通所介護相当 (みなし指定事業者) 現行の通所介護相当 (平成27年4月以降の指定事業者) | 介護予防通所型サービス (現行の通所介護相当) (みなし指定事業者) 介護予防通所型サービス (現行の通所介護相当) (平成27年4月以降の指定事業者) |
| | 59ページ | 国保連への請求(サービスコード)について | 現行の通所介護相当サービス (A6) 平成27年4月以降に総合事業の指定を受けた事業者 | 介護予防通所型サービス (A6) 平成27年4月以降に 介護予防通所介護 の指定を受けた事業者 |
| 65ページ | 今後のスケジュールについて | 6/1 事業所指定申請受付開始 | 7月～ 事業所指定申請受付開始 | |